

『自治実務セミナー』人気連載をテーマ別に再構成！ 行政法の最先端の考え方をこの一冊で！



判例で学ぶ 行政法

宇賀克也 著

A5判・404頁・定価：本体2,800円＋税

行政法分野の第一人者である宇賀克也氏が、判例を実例に挙げながらわかりやすく行政法を解説！
行政法を学ぶうえで欠かせない重要な判例を掲載！

内容見本

第4節 個人情報保護

第4節 個人情報保護

第1款 訂正請求（レセプトの個人情報保護条例に基づく訂正請求）

1 事案の概要

本款では、個人情報保護条例に基づく訂正請求に係る最判平成18・3・10判時1932号71頁（以下「本判決」という）⁽¹⁾を取り上げることとする。Xは、京都市個人情報保護条例（平成16年京都市条例第24号による改正前のもの。以下「本件条例」という）に基づき、京都市長が取得した国民健康保険診療明細書（Xが歯科治療を受けた医療機関が作成したもの）（以下「本件レセプト」という）の開示請求を行い、開示決定を得て、その写しを取得した後、平成9年4月30日、本件レセプトに19件の事実の誤りがあるとして記載の訂正請求をしたが、京都市長は平成9年5月30日付けで、京都市は国民健康保険診療明細書（以下「レセプト」という）に基づき療養の給付に関する費用について審査し、それを支払う事務を国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という）に委託しているため、レセプトの内容を審査する権限も委託しており、京都市には本件レセプトを訂正する権限はなく、また、市長は国民健康保険法89条1項（審査委員会は、診療報酬請求書の審査を行うための必要があると認めるときは、都道府県知事の承認を得て、当該保険医療機関等若しくは指定訪問看護の事業を行う事業所に対して、報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を求め、又は当該保険医療機関等の開設者若

個人情報保護や行政訴訟など、
いま知っておきたい分野の情報も満載！

も有しないことを理由に訂正しない旨の処分を行った。そこで、Xは当該処分の取消訴訟を提起した。

2 1審判決

(1) 連合会や国民健康保険診療審査委員会のレセプト審査権限

1審の京都地判平成12・12・15判例集不登載（以下「1審判決」という）は、レセプトは、その性質上、個々の医療機関が作成するものではあるが、審査を経た後に保険者が支払う国民健康保険の療養の給付に関する費用（診療報酬）の基礎となるものであり、そうである以上、審査権限を有する者によって訂正されることが当然に予定されたものであり、その意味で、少なくとも、京都市から委託を受けてこれを実際に審査する連合会や国民健康保険診療審査委員会（以下「審査委員会」という）がその訂正権限（いわば第2次の作成権限ともいい得る）を有することは明らかであるとする。

(2) 京都市長のレセプト審査権限

① 審査および支払の事務委託の性質

次に国民健康保険法45条5項（「保険者は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を都道府県の区域を区域とする国民健康保険団体連合会…又は…社会保険診療報酬支払基金に委託することができる」）によって、保険者である京都市が連合会に審査および支払の事務を委託する関係は、公法上の委託関係と解すべきではあるけれども、それは審査事務の専門性や事務量が膨大であることに基づくもので、保険者である市町村が、少なくとも委託によってその審査権限まで喪失すると解することはできないと述べている。そして、国民健康保険法においては、保険者はあくまでも市町村であるとされており、市町村が加入者である住民から徴収した保険料等の公金で保険給

(1) 菅川治典・行政判例百選1（第6版）94頁、下井康史・季報情報公開・個人情報保護22号31頁、大橋真由美・民商136巻1号42頁、岡・法53巻8号131頁、岡・21世紀における法学と政治学の諸相——成城学園創立90周年記念 成城大学法学部創設30周年記念29頁、高橋信行・平成18年度重訂（ジュリ臨増1332号）41頁、原田一明・法令解説資料総覧298号64頁、越智敏雄・Lexis判例速報8号88頁、太田幸夫・平成18年度主要判例解（別冊判1245号）268頁参照。

第1章 行政法総論

- 第1節 行政法の時間的限界（租税法規の遡及適用）
- 第2節 行政手続（不利益処分の理由提示）
- 第3節 情報公開
 - 第1款 情報開示請求（省エネ法に基づき提出された定期報告書の開示の適法性）
 - 第2款 刑事確定訴訟記録の閲覧（刑事確定訴訟記録法に基づく閲覧不許可処分の適法性）
- 第4節 個人情報保護
 - 第1款 訂正請求（レセプトの個人情報保護条例に基づく訂正請求）
 - 第2款 プライバシー権（住基ネット制度の合憲性）

第2章 行政訴訟

- 第1節 行政訴訟と刑事訴訟（起訴議決の執行申立て）
- 第2節 処分性（受託業者不選定通知の処分性）
- 第3節 原告適格
 - 第1款 競業者の原告適格（病院開設許可処分取消訴訟の原告適格）
 - 第2款 生活環境上の不利益と原告適格（場外車券発売施設設置許可取消訴訟の原告適格）
- 第4節 出訴期間（収用委員会の裁決について審査請求がされた場合における原処分取消訴訟の出訴期間）
- 第5節 基幹統計調査に係る文書提出命令
- 第6節 確認訴訟と差止訴訟（国歌斉唱義務不存在確認等請求）
- 第7節 住民訴訟
 - 第1款 補助金交付（市営と畜場廃止に伴う支援金支出の適法性）
 - 第2款 損失補償契約（地方公共団体が金融機関と締結した損失補償契約の適法性）
 - 第3款 旅費等の支出（県議会議員野球大会旅費返還請求）

第3章 国家賠償

- 第1節 違法性（更正処分の違法と国家賠償）
- 第2節 取消訴訟の排他的管轄（課税処分と国家賠償）

第4章 公務員法（国家公務員の政治的行為の制限）

事項索引

判例索引

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

CLICK!